

平成18年11月22日

各 位

会 社 名 東北化学薬品株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 東 康夫
(JASDAQ コード番号7446)
問 合 せ 先 取締役管理グループ長 工藤 幸弘
電 話 番 号 0172-33-8131 (代表)

定款の変更に関するお知らせ

当社は、平成18年11月22日開催の取締役会において、「定款の変更の件」を平成18年12月20日開催予定の第55期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社が行う公告について、周知性の向上及び公告手続きの合理化を図ることを目的として電子公告を採用することとし、現行第4条(公告の方法)を変更するものであります。(変更案第5条)
- (2) 「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更するものであります。
 - ① 単元未満株主の権利を合理的な範囲に限定するため、単元未満株主の権利の一部を制限する変更案第11条(単元未満株主の権利制限)を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主各位に当該事項に係る情報を提供したものとみなすことができる変更案第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。
 - ③ 取締役会の機動的な運営をはかるため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能とする変更案第27条(取締役会の決議の方法)を新設するものであります。
 - ④ 取締役および監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨の規定ならびに社外取締役、社外監査役の招聘を容易にするため、社外取締役、社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結できる旨の規定として第29条(取締役の責任免除)、第37条(監査役の責任免除)を新設するものであります。なお、第29条の新設を議案として提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
 - ⑤ 当社現行定款における、株主総会議事録、取締役会の決議方法、監査役会の決議方法等についての定めは、「会社法」の定めと同旨であるため、当社定款に所要の変更を行うものであります。

⑥その他、現行定款について、条文の新設、削除及び移設、文言の修正ならびに条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>試薬, 工業薬品, 農薬, 食品添加物, 理化学機器, 医科機器, 医療用具, 教育機器, 計測機器, 計量器, 製炭炉の製造に関する業務</u></p> <p>(2) <u>理化学機器, 医科機器, 医療用具, 教育機器, 計測機器, 計量器, 製炭炉の修理に関する業務</u></p> <p>(3) <u>次の商品の売買及び輸出入に関する業務</u> <u>医薬品, 医薬部外品, 試薬, 工業薬品, 農薬, 食品添加物, 食品, 酒類, 高压ガス, 飼料, 肥料, 種苗, 農業用生産資材, 建築用資材, 理化学機器, 医科機器, 医療用具, 教育機器, 計測機器, 計量器, 製炭炉, 事務機, 電子計算機, 工作機械, 食品加工機, 公害防止機器, 防災機器, 視聴覚機器, 音響機器, 家庭用電気製品, 書籍, 雑誌, 各種雑貨</u></p> <p>(4) <u>産業廃棄物の収集, 運搬及び処分の業務</u></p> <p>(5) <u>電気通信事業法に基く第二種電気通信事業</u></p> <p>(6) <u>介護保険法に基く居宅介護支援事業及び居宅サービス事業</u></p> <p>(7) <u>前各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>医薬品, 医薬部外品, 試薬, 工業薬品, 農薬, 食品添加物, 医療機器, 理化学機器, 計測機器, 計量器の研究開発, 製造, 売買, 輸出入</u></p> <p>(2) <u>その他適法な一切の事業</u></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、14,640,000株とする。<u>ただし、株式の消却がおこなわれた場合には、これに相当する株式数を減ずるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、商法第211条ノ3第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</p> <p>(1単元の株式の数)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。</p> <p>(1単元の株式の数に満たない株式に係る株券)</p> <p>第8条 当社は1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。<u>ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載しておこなう。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、14,640,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u> 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類並びに<u>株式の名義書換、单元未満株式の買取、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、取締役会の定める「株式取扱規則」による。</u></p> <p>(基準日) 第11条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、<u>定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2. <u>前項の他、必要がある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告の上基準日を定めることができる。</u></p>	<p>(单元未満株式についての権利) 第11条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> (3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則) 第13条 当社の株式に関する取扱いは、法令または定款のほか、<u>取締役会において定める「株式取扱規則」による。</u></p> <p>(基準日) 第14条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、<u>その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u> (削除)</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要のある場合にそのつど招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合の他は、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</p> <p>(決議方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合の他は、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印する。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として<u>その議決権</u>を行使することができる。</p> <p>2. <u>前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(決議方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合の他は、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもっておこなう。</u></p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第17条 当社の取締役は10名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 取締役の選任の決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</p> <p>3. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠により選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>3. 増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議により、社長1名を選任し、また必要に応じ会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選任することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第20条 取締役社長は、当会社を代表する。</p> <p>2. 前項の他、必要に応じ、取締役会の決議により代表取締役を定めることができるものとし、代表取締役はおのこの当会社を代表するものとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合の他は、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会 (員数および選任方法)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>3. 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. (削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって決する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもっておこなう。</p> <p>2. <u>当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 24 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名捺印する。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 25 条 取締役の報酬および退職慰労金はこれを区分して株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第 26 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるものの他、取締役会において定める「取締役会規程」による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 <u>当社は、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第 27 条 当社の監査役は4名以内とし、株主総会で選任する。</p> <p>2. 監査役の選任の決議については、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 29 条 監査役は、その<u>互選により常勤監査役を1名以上置かなければならない。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 30 条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第 32 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(報酬および退職慰労金)</p> <p>第 33 条 監査役の<u>報酬および退職慰労金はこれを区分して株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会 (員数および選任方法)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 31 条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>3. <u>会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 32 条 監査役会は、その<u>決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第 33 条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第 34 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 35 条 監査役の<u>報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>

現行定款	定款変更案
<p>(監査役会規程)</p> <p>第 34 条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるものの他、監査役会において定める「監査役会規程」による。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 35 条 当社の営業年度は、毎年 10 月 1 日より翌年の 9 月 30 日までとし、営業年度の末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金の支払)</p> <p>第 36 条 利益配当金は、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、株主総会の決議によりこれを支払うものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(中間配当の支払)</p> <p>第 37 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して、商法第 293 条ノ 5 に定める金銭の分配（以下中間配当という。）をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 38 条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第 36 条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令の定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 38 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日より翌年の 9 月 30 日までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて、剰余金の配当をすることができる。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間等)</p> <p>第 40 条 剰余金の配当が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の剰余金の配当が金銭である場合には、利息を付けない。</p>

